

令和7年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	③消費下支え等を通じた生活者支援	プレミアム付き商品券発行事業	①県が提起したプレミアム率20%(県町各10%)の商品券に町独自の支援策として10%を上乗せし、30%のプレミアム率で発行することで、物価高騰の影響を受けている生活者の経済的負担緩和の一助とする。 ②商品券発行事業に対する補助金 ③販売価格10千円×販売冊数10,000冊×負担率20% = 20,000千円 商工会事務費相当額補助300千円 電子決済手数料補助1,082千円 その他C:一般財源2,114千円 ④桂川町商工会	R7.4	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費の一部減免	①令和7年4月から令和8年3月までの給食費(教職員分を除く)の一部について一部減免を行うことで、物価高騰の影響を受ける子育て世帯の経済的負担を緩和する。 ②給食費の減免に係る費用(補助金) ③1,500円 × 970人 × 11月 = 16,005千円 その他C:一般財源1,582千円 ④小学生・中学生の子がいる世帯	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	保育料第2子以降無償化事業	①保育園、こども園等保育施設を利用する3歳未満児のうち、第2子以降の保育料について無償化することで、物価高騰の影響を受ける子育て世帯の経済的負担を緩和する。 ②3歳未満児第2子以降無償化に係る保育給付費 ③私立認定こども園6,330千円 小規模保育事業所分163千円 認定こども園2・3号分443千円 企業主導型保育施設分889千円 一時預かり分1,678千円 その他C:一般財源939千円 ④3歳未満児の子を2人以上養育する世帯	R7.4	R8.3
4	⑨推奨事業メニュー 例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	水道料金の一部減免	①令和7年11月から12月の2ヶ月分の水道料金基本料の2分の1について減免を行うことで、物価高騰の影響を受ける生活者及び事業所の経済的負担を緩和する。(官公庁施設は除く。) ②桂川町水道事業会計への繰出 水道料金基本料金減免に係る費用 ③令和6年11月～12月分請求基本料金10,645,150円 × 減免率1/2 × 対象者見込増加率1.20 = 6,388千円 その他D:一般財源1,157千円 ④町内全世帯、事業所	R7.11	R7.12
5	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費の一部減免(追加措置分)	①令和7年11月から令和8年3月までの給食費(教職員分を除く)の一部について、追加で減免措置を行うことで、物価高騰の影響を受ける子育て世帯の経済的負担を緩和する。 ②給食費の減免に係る費用(補助金) ③500円 × 930人 × 5月 = 2,325千円 その他C:一般財源421千円 ④小学生・中学生の子がいる世帯	R7.11	R8.3